

地域指定年度	昭和48年度
整備計画策定年度	昭和48年度
整備計画見直し年度	平成元年度
	平成10年度
	平成19年度
	平成30年度

白井市農業振興地域整備計画書

平成30年6月

千葉県白井市

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

(a) 地域の位置

本市は、千葉県の北西部に位置し、東西 8.7 km、南北 7.7 km、面積 3,548ha の地域であり、都心から約 30 km の距離にある。市の東部は印西市と八千代市、西部は鎌ヶ谷市、南部は船橋市、北部は柏市に接している。

(b) 地勢、気候

本市は、標高 20m～30m で概して平坦であるが、ところどころに丘陵面を持つ下総台地上に位置する。

主要河川である中央部の神崎川、南部の二重川や手賀沼に注ぐ北部の金山落に沿って帯状に水田が広がり、台地面に山林と畑が展開している。温暖な気候と地力・地質に恵まれ、特産の梨は県内有数の栽培面積を誇っている。

気候は冬に強い季節風があるが概して温和で、年間平均気温は 14℃～15℃、年平均降水量は 1,452mm（平成 23 年～27 年の平均）である。

(c) 土地利用の現況と将来の見通し

本地域は昭和 41 年度に全域を都市計画区域に決定し、昭和 45 年にはニュータウン区域及び工業団地を中心とする市街化区域を決定したことにより、都市地域、農村地域に土地利用の混在が生じないよう地域の発展と均衡を保ちながら有効かつ計画的な土地利用を推進してきた。

さらに、千葉ニュータウン事業の見直しや、西白井地区等新たな土地利用計画に応じた基盤整備を進めてきた。

今後の土地利用については、白井市第 5 次総合計画に示された将来都市構造に基づき、市域の大きな地域構成を基にした環境ゾーニングをベースに、主要な交通動線を中心とする都市軸、都市機能の集積等を図る都市拠点を位置付ける。

なお、農業と他産業との調和のとれた秩序ある土地利用を図るための構想は次表の通りである。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地、工場用地、その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (平成27年)	1,295	37.6	4	0.1	462	13.1	1,787	50.0	3,548	100
目標 (平成37年)	1,278	36.0	4	0.1	420	11.8	1,846	52.0	3,548	100
増減	△ 17	-	0	-	△ 42	-	59	-	0	-

イ 農用地区域の設定方針

(ア)現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域の現況農用地約 1,196ha のうち、a～c 農用地 812ha について農用地区域を設定する方針である。

a. 集団的に存在する農用地

- ・10ha 以上の集団的な農用地

b. 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

c. a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・国が補助を行わない、市が直近で補助を行った樹園地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者が経営する樹園地

ただし、上記 c の農業上の利用を確保することが必要である土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

中心集落の整備（市の基本構想に基づく総合計画の土地利用方針において、低密度住宅地区、公益的施設誘導地区）に伴って拡張の対象となる農地

(イ)現況農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある農業用施設用地について農用地区域を設定する。

(ウ)現況森林・原野等についての農用地区域の設定方針

現況森林、原野の土地については農用地区域を設定しない。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

本地域の目標年次における農用地区域の面積は 816ha となる。この農用地面積を前提として農業生産の目標を達成するためには土地条件、経営条件も考慮して地域条件に適合した土地利用の高度化を積極的に推進する。

(a) 手賀沼流域及び神崎川流域に展開する概ね平坦な水田地帯 364ha のうち 324ha は基盤整備が完了しているが、低コスト、省力化を可能とする大区画水田への再整備や基幹農道の整備を推進し良好な水田地帯とする。

(b) 樹園地については梨園が中心であり、全市にわたり栽培が行われている。今後は梨等近代化施設の整備を推進し、経営規模の拡大を進めるとともに栽培技術の向上等を図り、良好な産地形成を促進する。

(c) 普通畑については、生鮮野菜の供給地として集団化及び単一化された生産体系の確保と効率ある産地形成を図る。

- (d) 山林については、既に農地として利用されている箇所を除いて、農地として利用される見込みはない。

この結果、目標年次における農用地区域内用途別面積は次のとおりである。

区分	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
計	812	812	0	-	-	-	-	-	-	4	4	0	816	816	0	0

イ 用途区分の構想

本地域における農用地は816haであり、水田324ha、畑268ha、樹園地219ha、農業用施設用地4haとなっている。

(a) 水田については、324haは基盤整備が完了しているが、低コスト、省力化を可能とする大区画水田への再整備や基幹農道の維持管理を推進し作業効率の向上を図る。

(b) 畑地については散在しているものもあるが、地区ごとには比較的まとまりがある。今後は本市の立地条件にあった都市近郊型農業の確立を促進する。

(c) 樹園地については、本市の特産物である梨園が大半を占めており、全市にわたり作付けされている。今後は認定農業者等担い手を中心に、経営規模の拡大を進めるとともに、栽培技術の向上等を図り良好な産地形成を促進する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農用地域は、畑地では平地を中心に樹園地及び露地・施設野菜の生産が行われている、また、水田の大半は印旛沼・手賀沼水系で、昭和30年代から基盤整備が行われており、面的な整備は概ね終了している。平塚地区は、手賀沼土地改良事業を推進するため、地域での話し合いなどを継続的に進める。神々廻地区は、印旛沼土地改良区内の水田の耕作放棄地の解消等を検討する。白井・下長殿地区は、地域の話し合いを継続的に進め、担い手等の創出も含めて水田の耕作放棄地の解消策を検討していく。

今後は、用排水路や農道の維持管理の充実を図り、生産基盤の整備を推進する。

2 農業生産基盤整備開発計画

対図番号	事業名	地区名	事業主体	受益面積 (ha)	概算総事業費 (百万)	主要工事概要	予定工期
1	県・(交)水利施設整備事業	泉	県	742 (43)	5,000 (290)	用水路改修1式	H30～H35
2	県・(交)水利施設整備事業	金山落	県	110 (60)	1,600 (873)	排水路5600m 橋梁11橋 橋桶管60箇所	H31～H34

※ () 内数字は白井市

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

4 他事業との関連

特になし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

本市の農用地面積は、年々減少傾向にあり、また、担い手の高齢化の進行や後継者不足等による労働力不足から農家自らの農業生産による農地の保全面積も減少傾向にあり、遊休農地の増加が予想され、農用地の機能低下が懸念される。

今後の農用地保全対策として、担い手への利用集積等による農用地の効率的利用を積極的に推進するとともに、農業経営の安定化等耕作意欲の向上を図り、認定農業者をはじめ、新規就農者や法人等の意欲と能力のある農業経営体の育成・確保に努めるとともにこれらの多様な担い手への土地利用集積を推進する。

今後は、国営総合農地防災事業による金山落排水路、小森揚水機場の改修により農用地の保全整備を図る。

2 農用地等保全整備計画

対図番号	事業名	地区名	事業主体	受益面積 (ha)	概算総事業費 (百万)	主要工事概要	予定工期
1	国営総合農地防災事業	手賀沼	国	4,775	40,000	排水機場3箇所 揚水機場4箇所	H32～

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄等による農用地の機能低下の防止策として、人・農地プランに基づき、認定農業者等担い手への利用集積により、農地流動化及び農地利用効率化を推進するとともに、労働力不足に対応するため、農業生産組織等への農作業の受委託や共同化を推進し、農用地の保全を図る。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため地域の共同活動や環境保全型農業など環境に配慮した営農活動を支援し、生産資源や環境資源の保全に取り組む。

さらに、農家による市民農園開設に対する支援を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

現在、本市の主要な農業経営は、果樹・露地・施設野菜の専作と水稻を組み合わせた複合経営等が行われている。また、中にはちばエコ農産物やエコファーマー、有機農業などの環境保全型農業に取り組む農家も増えている。

本市の将来的な農業経営の発展のための効率的かつ安定的な農業経営の具体的な目標は、一経営体当たりの年間農業所得を550万円程度、主たる従事者一人当たりの年間労働時間を1,800時間以下とし、定期休暇及び臨時休暇を取得できる経営を目標とするための個別経営体における農業経営の基本的な指標は下表のとおりとする。

	営農類型	規模	主な作目	生産方式	経営管理	従事の対応
個別経営体	果樹専作	1.4ha 家族2人、雇用2名	日本梨（幸水・豊水・新高等）	各種機械の有効利用・生産技術の向上等	パソコン活用	家族経営協定の推進 ・休日制 ・給料制 ・ヘルパー ・作業パート
	露地野菜	2.5ha 家族2人	ねぎ、ほうれん草、大根等		パソコン活用	
	露地野菜＋水稻	畑1.8ha 田3.2ha 家族2人	ねぎ、ほうれん草、大根等 コシヒカリ		作業委託 パソコン活用	
	施設野菜	ハウス62a 家族2人	きゅうり、トマト、小松菜等		パソコン活用	
	養豚一貫経営	繁殖雌豚100頭 繁殖雄豚8頭 12,750㎡ 家族2人	食用肉		パソコン活用	
	酪農	乳牛（経産牛）35頭 3.0ha 家族2人	牛乳		パソコン活用	
	施設花き専作	ガラス温室30a 花壇苗 35a 家族3人			法人化 パソコン活用	

また、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は、認定農業者・基本構想水準到達農業者及び今後育成すべき農業者への農用地の利用集積を推進するものとし、目標年次における効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアを56パーセント程度とする。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、認定農業者及び基本構想水準到達農業者を中核的な農業者とし、今後育成すべき農業者への農用地の利用集積、農作業の受委託・共同化を進め農業生産の向上を図り農用地等の農業上の効率的な活用を促進する。

農用地の畑地については、周辺地域の市街化の整備が進む中で防災、レクリエーション等多様な役割を担っていることから、計画的な保全、利用を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

農業委員会・農業協同組合等の関係機関と連携し、農業経営の規模拡大を希望する認定農業者、基本構想水準到達農業者及び今後育成すべき農業者に対し、利用権設定及び農地中間管理事業を活用した農地集積に積極的に取り組む。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

関連なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業生産体系は、都市近郊農業として安定した生鮮食料品の供給地として果樹、野菜、水稲がバランスよく生産されている。

しかし、担い手の高齢化の進行や後継者不足等による労働力不足等農業経営が厳しい状況の中で、安定的な農業経営を維持していくためには、経営規模の拡大や低コスト化、生産・流通体制の整備等を図っていく必要がある。

今後は効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者や、集落営農等の各種生産組織、出荷組織の育成強化を図り、低コスト生産体制の確立を図るとともに、JA 西印旛や市内小売店等と連携して地産地消を推進するなど、多様なニーズに対応した供給体制を確立していくとともに、作物や各地域に即した近代化施設の充実を図る。

野菜…… 本市では主要な作物として「ねぎ」「ほうれんそう」「だいこん」などが出荷されているが、露地生産によるものが主で1年を通じて単価が最も安い時期の販売となっている。また、周年栽培されている品目が少なく産地としての確立された品目がない。

労働力不足の解消と生産コストの低減を図るため、省力型機械の導入を促進するとともに、品質及び生産性の向上を図るため、経営規模や経営体の体質に応じて施設化を推進するとともに、消費地に近い立地特性を活かし、消費者のニーズに即応した生産体制の確立と品目の産地化を図る。

果樹…… 梨については、大型選果場が整備され、作業の共同化により、他産業と比較して生産から出荷に至る労働力不足等が解消されつつあるが、今後も共同利用施設等の施設整備及び技術と生産性の向上を図る。

平成27年度には老木の改植やジョイント栽培等の効率的な生産技術の導入に寄与するため、梨の苗木を共同生産・供給できる「しろいの梨育苗センター」が開設された。

今後も栽培管理の省力化や生産の安定を図るための施設の整備を進めるとともに、優良品質への更新、老木園の若返り対策を進め、経営体の体質強化を図る。

水稲…… 担い手の不足している地域においては、集落を単位とした地域農業経営体の育成を図る。

賃貸による規模拡大の推進が困難な地域については、実質的な規模拡大につながる農作業の受委託の推進を図る。

2 農業近代化施設整備計画

対図番号	事業名	地区名	事業主体	受益面積 (ha)	概算総事業費 (百万)	事業概要	実施期間
1	果樹経営対策支援事業	市内全域	国	1	—	果樹の改植	H30～H31

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業を将来に渡り持続的に発展させていくためには、認定農業者や新規就農者、女性農業者等の多様な担い手が必要である。

担い手の育成及び経営の安定化を図るため、農業委員会、農業協同組合、農業事務所等関係機関と連携し、認定農業者や認定新規就農者等の育成・確保及び家族経営協定の締結等を推進し、地域の農業を担う意欲と能力のある農業経営体の育成・確保に努める。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

現時点で農業就業者の育成・確保施設の整備計画はないが、農業への理解や関心を高めること及び農地の有効活用のために市民農園の開設支援事業等を行っているほか、今後、必要に応じ各農業関係団体等が行う各種農業研修等の支援を行っていく。

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業の組織化・機械化の推進、認定農業者の育成・確保や担い手への農地の利用集積等に係る指導及び情報提供、融資に対する利子補給等の支援活動について、関係機関と連携しながら推進する。

また、新規就農者に対しては農業次世代人材投資資金や青年等就農資金の利用により、研修中及び経営が不安定な時期における生活支援や初期投資に対する支援を行うとともに、千葉県や農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しながら農地の確保や技術指導、就農相談など就農後の定着に向けた支援を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

関連なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

当市の農業従事者で他産業に就業している兼業農家は、一種兼業、二種兼業合わせて322戸となっており、農家の約52%を占めている。白井工業団地や市内及び周辺に存在する中小企業等への雇用機会を活用し不安定な兼業農家の就業改善に努める。

また、安定就業機会の確保によって生じる余剰農地については、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を促進していく。

- ①農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進
- ②効率的な農作業の受託事業を行う生産組織等の育成
- ③農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙
- ④農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携強化
- ⑤地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

職業安定所が行う就業相談活動などにより、農業従事者の安定的な就業を図る。

3 農業従事者就業促進施設

特になし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

関連なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

当市の農村社会を取り巻く環境は、都市化の進展により兼業化、混住化の傾向をたどる中で、地域社会としてのまとまりが希薄化しつつある。

田畑や河川、里山など多様なみどり豊かな住環境の形成を図り、市民自らがみどりを守り、育てる意識を醸成するためには、農業者だけでなく地域住民全体の合意形成と、その自主的な取組みが不可欠である。

今後は、農村地域の地域住民による新たな支えあいの体制やあり方を「人・農地プラン」の座談会等で話し合い検討する。

2 生活環境施設整備計画

施設の整備計画はなし。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

関連なし。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

関連なし。

第9 付図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（付図2号）
- 4 農業近代化施設整備計画図（付図2号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

(2) 用途区分